

都市計画区域マスタープラン改定 概要

1章 都市計画区域マスタープランとは

- 都市計画法に基づく「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」として定める。
- 一体の都市として整備、開発、保全すべき区域として定められた都市計画区域を対象に、中長期的視点に立った都市の将来像を明確にするとともに、その実現に向けて広域的観点から、都市計画の基本的な方向性を示すもの
- 本計画は2030年を目標年次に定める

区域マスタープランに関わる動き

【社会情勢の変化】

- 人口減少、少子・高齢化の進行
- グローバル化の進展による都市間競争の活発化
- 自然災害の頻発・激甚化(東日本大震災、台風21号)
- インフラの老朽化
- 地球環境問題への対応
- ICT技術の劇的な進歩
- インバウンド(訪日外国人観光)の増加

【都市づくりに関連する国の動き】

- 「国土のグランドデザイン2050」の策定(H26)
- リニア中央新幹線の整備により三大都市圏を一体化し、スーパー・メガリジョンを形成
- 国土強靱化基本計画の策定(H26)、見直し(H30)
- SDGs(持続的な開発のための国際目標)の設定
- 都市再生特別措置法改正(H26)
- 立地適正化計画制度創設(コンパクト+ネットワーク)
- 都市農業振興基本法制定(H27)
- 農地を都市の中にあるべきものと位置づけ
- 用途地域に田園住居地域を追加(H29)
- 地域再生法改正(H30)
- 地域再生エリアマネジメント負担金制度創設

【大阪府内の新たな動き】

- スーパー・メガリジョンの西の拠点となる新大阪駅周辺のまちづくりの推進
- 万博の開催決定、IRの誘致によるベイエリアの活性化、国際的なエンターテインメント都市の創造
- うめきたⅡ期の整備によるみどりインバウンドの融合拠点の形成
- 百舌鳥・古市古墳群の世界遺産登録
- スマートシティの推進

2章	目標	国際競争に打ち勝つ強い大阪の形成	安全・安心で生き生きと暮らせる大阪の実現	多様な魅力と風格ある大阪の創造
	方向性	1. 大阪都市圏の成長を支える都市基盤の強化 2. 国内外の人・企業を呼び込む都市魅力の創造	3. 災害に強い都市の構築 4. 産業・暮らしを支える都市環境の整備	5. 環境にやさしく、みどり豊かな都市の形成 6. 地域資源を活かした質の高い都市づくり
3章・4章	視点	大阪にふさわしいネットワーク性の高い都市づくり 既存ストックやICT技術を活用した、市町村、府県を超えた大阪にふさわしいネットワーク性の高い都市づくりを進める	多様な主体の連携・協働による都市マネジメントの推進 多様な主体との連携・協働による都市マネジメントの考え方や手法を積極的に検討し、導入する	
	都市計画の決定方針	1. ○交通施設については、国土軸や環状交通機能の強化、広域拠点施設や国土軸へのアクセス性の強化、関西圏の連携強化など、交通ネットワークを充実・強化 (鉄道：なにわ筋線、大阪モルレール、北大阪急行の延伸 道路：新名神高速道路、大阪都市再生環状道路の整備促進)	3. ○災害リスクの高い区域の市街化区域への編入不可〔継続〕 ○自然災害等リスクの公表による危険性の周知と事前の防災対策の強化 ○減災の考え方に基づき、不燃化、耐震化、土砂災害・洪水・浸水対策、津波・高潮対策の観点より、ハード・ソフトの取組みを推進〔一部追加〕	5. ○市街地の無秩序な拡大の抑制を基本とし、市街化区域への編入時には緑地の保全や景観に配慮〔継続〕 ○自然環境や都市部の多様なみどりを保全・育成・活用〔継続〕 ○生産緑地制度の活用や田園住居地域の指定等による市街化区域内の優良な農地の保全・活用
5章	都市づくりの推進	○府内市町村・近隣府県と広域的な観点よりハード・ソフトのネットワークを形成する体制を強化し、大阪都市圏の形成を促進 ○産・公・民・学が目標を共有し、総合的に都市を計画、整備、管理・運営する協働・連携の仕組みづくりを促進 ○民間が主体になってまちづくりや地域経営を積極的に行う、エリアマネジメントの取組みを促進 ○インフラ整備については広域的な都市経営の観点から整備を重点化、アセットマネジメント手法の導入により適切に維持管理		

※下線は新規